

## 国際武道大学 地域活動協力ガイドライン

### 【地域活動協力の理念】

国際武道大学は建学の精神のもと、本学の武道・体育・スポーツの専門的知識・技術・施設設備など、知的・物的資源及び人的資源を有効に活用することで、健全な街づくりに貢献します。

武道・スポーツ活動などの事業を通して、地域の武道・体育・スポーツの振興を目標に、健康で活力ある地域住民の育成の一助となることを目的としています。本学の教育や研究を還元し、広く地域住民の豊かな生活に役立ちたいと考えています。

また、本学教職員・学生と自治体や各種団体との連携を通じ、地域の一構成員として武道やスポーツ、健康や教育といった分野で地域の発展に貢献することを目指します。

(本文中の地域とは、学外の国内全域を指し、範囲は限定しないものとします。)

### 【活動の内容】

- ・地域・大学（教職員・学生）に有益なもの。
  - ・公益性のある団体等との連携によるもの。（但し、宗教及び政治に関わる団体及び活動を除きます）
  - ・公益性のある活動であること。
- （但し公益性があるか否かは、学長主導のもと、担当部署の審議によって判断させていただきます）

### 【活動協力の例】

#### ○プログラム支援

例) 大会・イベント企画等への共催、後援、協力等

#### ○施設・用具支援

例) 施設利用、用具貸出等

#### ○教育支援

例) 教育機関との連携等（高大連携、大学施設見学等）

#### ○人材派遣支援

例) 教職員・学生の派遣等

（講演、講習会、出張授業、授業補助、スポーツ指導、審判、トレーナー、ボランティア等）

#### ○共同・委託研究協力支援

例) 健康体力づくり事業等

教育・発育発達に関するプロジェクト研究等

#### ○相談支援

例) スポーツ指導やトレーニング方法等の相談

体力や健康の維持増進等の相談等

※その他、上記に当てはまらないご依頼はご相談ください。

### 【保険加入・交通費・謝金】

- 怪我や参加者への賠償責任を負うような事故に備えて、原則、依頼主は、本学から派遣される協力者のスポーツ指導者保険等へ加入してください。（但し、本学の担当者との協議による承諾がある場合は除きます）
- 本学協力者の派遣に伴う交通費は、原則、依頼主が実費相当分を負担してください。（但し、本学の担当者との協議による承諾がある場合は除きます）
- 謝金等がある場合は、本学の協力依頼を引き受けた担当者及び協力者との協議のうえ、その分配や取扱いについて決定してください。

## 【地域活動協力の依頼方法】

### ①相談・依頼

地域交流や地域協力活動に関するご相談・ご依頼を社会活動支援課 までご連絡ください。

ご依頼いただく内容が決まっている場合は、「地域活動支援依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出していただきます。

(既に本学の教職員や学生と、地域活動協力についての事前連絡や打合せができている場合、その旨を社会活動支援課にお伝えください。その際、「地域活動支援依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。)

### ②募集・調整

ご依頼いただきました内容を検討させていただき、学内の教職員や学生、関係部署にて協力できるかの調整を行います。

### ③承諾・不可

調整の結果、本学の教職員や学生、関係部署等で対応できるかを判断し、承諾か否かを決定します。

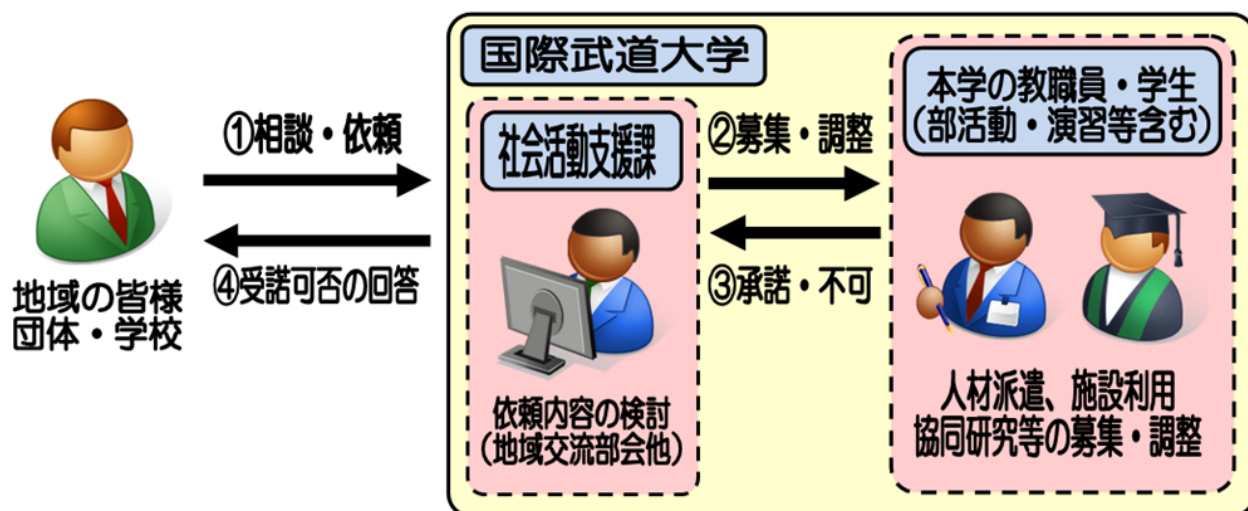
### ④受諾可否の回答

ご依頼いただいた活動について、本学で対応できるか否かの回答をご連絡いたします。

ご依頼を受諾できる場合、本学で選ばれた担当者と連絡を取っていただき、活動の詳細を打合せしていただきます。

依頼内容※によっては、学内の掲示板等で協力者の募集のみを行う場合がございます。また、学内で適切な担当者が見つからない時は、ご依頼を受諾することができない場合もございます。

(※：地域の町おこし事業のスタッフや地域清掃・交通安全支援等、教育や武道・スポーツ活動に類しない場合)



### ※報告書の提出

全ての活動が終了しましたら「地域活動支援依頼事業報告書」を提出していただきます。

## 【ご依頼・お問い合わせ】

国際武道大学 社会活動支援課

TEL : 0470-73-4111 (代表) FAX : 0470-73-4302 E-mail : chiiki@budo-u.ac.jp